



災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災建築物等のアスベストの調査に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の域内において、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災建築物等のアスベスト調査を、より迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において被災建築物等とは、災害により倒壊、損壊した建築物及び工作物のうち、甲又は乙がアスベストの露出状況等の確認調査が必要と判断した建築物及び工作物をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、次条に掲げる各業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。
2 前項の規定による要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物等のアスベスト含有建材の施工箇所及び露出状況等の調査
- (2) 建材中のアスベスト含有の有無の調査
- (3) 被災建築物等からのアスベストの飛散防止に必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（業務の実施）

第5条 乙は、第3条第1項の協力要請を受けたときは、乙に所属する会員（以下「会員」という。）から必要な人員、資材等を調達し、可能な限りの協力をするものとする。
2 甲は、乙の調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
3 会員は、業務の実施に当たり、身体に危険が生じると判断した場合は、速やかに当該業務の実施を中止し、乙へ連絡し、乙はその旨を甲へ報告する。

（業務実績報告）

第6条 乙は、第4条に規定する業務を終了したときは、甲に対し、速やかに様式第2号により業務実施報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

（協力体制）

第8条 乙は、甲に円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第9条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を別表1に定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに各相手方に対して本協定を終了する旨を書面により通知しない限り、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとする。なお、以後の期間満了のときも同様とする。

（協議事項）

第11条 本協定について疑義が生じたとき、及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年1月24日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市

堺市長

永藤英樹



乙

東京都千代田区神田神保町二丁目2番31号

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会

代表理事

貫田晶子

